

## ▶ 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により単位を修得した場合

学修意欲・学習習慣を持ち合わせた学生が、多様な学問領域を学修できる選択肢を広げ、知識習得の中で他大学での交流を通じ幅広い視野を養うことを目的とした制度です。

大学コンソーシアム大阪単位互換協定に基づいて、加盟大学の主催するオンキャンパス科目やコンソーシアムの主催するセンター科目を受講し単位を修得した場合、主体的学び科目群の単位として認定され、**最大4単位を上限に卒業要件単位として認められます**。単位互換とは、他大学の講義を履修することができ、さらに修得した科目が在籍大学の単位として認定されるという制度です。大学コンソーシアム大阪会員の大学が単位互換包括協定を結んで、多彩な科目の提携を行っています。

1. 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により単位を修得した場合に認められる単位は履修単位制限<sup>4</sup>に含まれません。
2. 履修登録とは別の手続きが必要です。教務課からの案内を確認して下さい。

## 用語解説

### 4. 履修単位制限

⇒ P. 121 を参照。